

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団ホームページ
リニューアルに係るプロポーザル提案
募集要項

【公募期間】

2021年8月30日（月）～2021年9月29日（水）16：00

【提案書提出締切日】

2021年9月29日（水） 16：00 必着 * 郵送推奨

【提案書の説明】

2021年9月30日（木）午前に提案内容の説明（オンライン）をおこなっていただきます（説明：10分、質疑応答：10分）。

提案書受領後に zoom のリンクを連絡します。

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団ホームページリニューアルに係る
プロポーザル提案
募集要項

1. 目的

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団ホームページリニューアル業務について、公募型プロポーザル方式により受託者を決定するにあたり、その手続について必要な事項を定める。

2. 業務の概要

- (1) 業務名：公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団ホームページリニューアル業務
- (2) 業務内容：業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約金額：3,000,000 円（上限額。消費税および地方消費税含む。）
- (4) 契約期間：契約締結日から 2022 年 3 月 31 日まで
- (5) 実施方法：公募型プロポーザル方式

3. 参加資格

契約時に横浜市内に本店を登記している中小企業。

4. 手続等

(1) 担当窓口

〒230-0045 神奈川県横浜市鶴見区末広町 1-6 横浜バイオ産業センター
公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団（担当）三宅
e-mail：biblio@kihara.or.jp TEL：045-502-4810

(2) 質問の受付および回答

本要項等の内容や業務内容等について疑義のある場合は、メールにより質問すること。質問内容および回答については、木原財団ホームページに掲載する。

- ①送付期限：2021 年 9 月 7 日（火）17 時まで
- ②送付方法：質問を電子メールにて送信。
- ③回答方法：2021 年 9 月 13 日（月）17 時までにホームページに掲載。

(3) 提出書類

①企画書（様式任意）：6 部

※企画書には以下の点に関する提案を必ず記載すること。

- ・本業務に対する基本的な考え方および具体的な取り組み方針について
- ・現サイトの問題点とその解決策
- ・サイトの内容（構成、機能、画面イメージ、デザインテイストなど）
- ・情報発信強化に向けた新たなコンテンツ作成提案

- ・ユーザビリティの確保・向上のための考え方
- ・セキュリティ対策について
- ・スマートフォン版サイトの構築について基本的な考え方および具体的な取組方針
- ・これまでの同様のサイトの構築・運用・保守などの実績
- ・サイト構築に係るスケジュール
- ・職員のシステムの習熟に重点を置いた操作研修の実施方法について
- ・仕様以外に有益な機能や PR したい事項について

②見積書（見積明細書を添付すること）：正本 1 部、コピー 5 部

内容（項目別明細）・数量・単価・内容別金額・項目別金額・合計金額、消費税を明記すること。

③提案事業者概要（パンフレット等でも可）：6 部

④過去 2 年分の財務諸表：1 セット

⑤登記事項証明書（提出日より 3 ヶ月以内に発行されたもの、コピーで可）：1 部

5. プレゼンテーション（オンライン）

2021 年 9 月 30 日（木）午前、提出の提案資料のみを用いてプレゼンテーションを行うこと（説明：10 分と質疑応答）。提案書受領後に zoom リンク等を連絡する。

6. 審査委員会

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団の選定委員会において、審査基準にもとづきプロポーザルの特定に係る審査を行う。

7. 提案者の審査および受託候補者の特定

提案書・プレゼンテーションの審査は、次に定める評価項目について審査し、最高得点者を候補者として特定し、契約交渉を行う。

評価項目	評価の視点	配点
提案内容の妥当性や実現性 ①趣旨・目的との合致	<ul style="list-style-type: none"> ・サイトの趣旨、目的を理解しているか ・サイトの機能要件、画面イメージ、構成は適切か ・現サイトの問題点を解決するものとなっているか ・セキュリティ対策は充分か 	10
提案内容の妥当性や実現性 ②プレゼンスの向上・独自性	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンスの向上に寄与するか ・独自性や自社の強みはあるか 	10
提案内容の妥当性や実現性 ③ユーザビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の使いやすさは充分か ・ページ構成がわかりやすいか ・新規ページの作成等、運用の簡便性 ・参照する PDF 等のコンテンツ整理はしやすいか 	10

運用保守	・運用開始後のトラブル等に対応可能か ・CMSバージョンアップ時の対応は充分か	10
業務実績等	・制作を任せうる実績があるか ・財務内容の安全性、健全性の評価	5
見積、スケジュール他	・提案内容に対して見積もり内容は妥当か ・無理のないスケジュールとなっているか	5
合計点		50

※評価点の合計が、総合計点の60%に満たない場合は評価対象としない。

※評価点が高配点評価項目の得点が高い提案書を採用する。

8. 選定結果の通知

2021年10月中旬までに、各応募者に対して書面で採否を通知する。

9. その他

(1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とする。

(2) 無効となるプロポーザル

- ①提案書の提出方法、提出期限、応募対象者に適合しないもの
- ②募集要項に記載した条件に適合しないもの
- ③虚偽の内容が記載されているもの
- ④その他、公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団が不適切と判断するもの

(3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ①言語 日本語
- ②通貨 日本国通貨

(4) 契約書作成の要否

要する。

(5) プロポーザルの取扱い

- ①提出されたプロポーザルは、受託者の特定以外に提案者に無断使用しない。
- ②提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲で複製を行うことがある。
- ③書類提出後、補足資料の提出を求めることがある。
- ④提出された書類は返却しない。

(6) その他

- ①プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- ②選定された応募者とは、後日、予定業務価格の範囲内で業務委託契約を締結する。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において修正を行うことがある。
- ③契約締結後、受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約を完了することができない場合、損害金の支払いを請求する場合がある。

- ④本件について第三者から情報開示請求を受けた場合、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除いた、社名・提案金額等について、事前の承諾なしに開示する場合がある。

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団ホームページリニューアル業務委託
仕様書

1. 件名

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団 ホームページリニューアル業務

2. 目的

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団（以下、「木原財団」という。）の概要と活動を効果的に広報するため、本業務を実施する。

本業務では、ホームページ利用者の利便性向上を念頭においた情報分類、ホームページデザインの見直しを行うとともに、スマートフォンやタブレット端末などへの対応強化を図る。

3. リニューアル方針

下記のリニューアル方針に基づいて本業務を実施すること。

- (1) 木原財団を知らない人にも情報が届くように試みプレゼンス向上に寄与すること。
 - (2) 利用者が必要とする情報に簡単にたどりつけるようにすること。
 - (3) スマートフォンやタブレット端末等でも、表示が最適化されるようにすること。
 - (4) 職員が容易にコンテンツの作成、更新、管理等ができるようにすること。
 - (5) 現行ドメイン (<https://kihara.or.jp/>) および現行サーバーを使用すること。
 - (6) 寄付受付のためのクレジットカード決済機能を有すること。
 - (7) 情報公開のページを設けること（事業報告・計画、予算・決算、役員名簿、定款等の掲載）。
 - (8) アップローダー機能 (<https://kihara.or.jp/form/gakujutu-entry/>) を有すること。
- また、募集内容や期日、添付ファイル等の設定変更が容易にできること。

4. スケジュール

10月中旬 受託者決定・通知

10月中旬 打合せ開始

2月下旬 テスト版作成

3月下旬 稼働テスト完了

(3月末 支払い)

※稼働テスト完了にて検収とする。

5. 業務委託範囲

ホームページの構築および指定サーバーにコンテンツを up し、公開する。

※日本語 30 ページ以内、英語 10 ページ以内を想定している。

6. 業務委託内容

「目的」及び「リニューアル方針」に基づき、必要な企画、提案を行ったうえで、本業務を行うこと。また、リニューアル後のホームページを円滑に運用できるよう、構築時において必要な助言、提案等を行うこと。

主な業務項目は下記のとおりとする。

(1) CMS の導入（更新）・構築・設定

※必要なライセンスは受託者が調達すること。

（納入後一年以内のバージョンアップは無償で対応すること）

(2) ホームページの構造・運用設計およびデザイン制作

- ・産業活性化と研究の深耕をサポートし、寄付を募り、レンタルラボを収益源する公益財団法人のサイトであることを勘案し、最適と考えるサイト設計を提案・作成すること。
- ・サイト設計の最終決定は、設計書等を提示し、協議のうえ行うこととする。
- ・サイト全体の構成やレイアウト、カテゴリの配置などについて、閲覧者の立場に立った配慮をすること。
- ・サイト全体が、本業務の特徴やイメージを表現する魅力的で統一化されたデザインとすること。
- ・管理者が、容易にデザインの基本的部分（色・配置、導入文等）を変更できることが望ましい。
- ・日本語と英語のページを作成することとする
- ・スマートフォンやタブレットでも閲覧できるようにすること（レスポンス）。

(3) 追加機能・コンテンツの企画立案・構築

(4) アクセスビリティへの対応

- ・閲覧者が用いるブラウザとして、パソコンについては InternetExplorer11、InternetExplorerEdge、Firefox、GoogleChrome、Safari の最新バージョンに対応すること。スマートフォン等については iOS、Android の OS を搭載した機種からのアクセスに対応すること。また、投稿者及び管理者が用いるブラウザとして、GoogleChrome の最新バージョンに対応すること。

(5) セキュリティ対策

- ・不正なアクセスを検知するために必要な対策を実施すること。また、悪意のある攻撃に適切な対策ができる設計とすること。
- ・サイト構築時には、コンテンツやデータ、適信内容の改ざんを防ぐための対策とクロスサイトスクリプティングやフィッシング、不正アクセス等、当サイトの直接的・間接的原因により被害を受けることのないように対策を行うこと。
- ・入力フォーム等からの送信を受ける際は、SSL による暗号化通信を行うこと。
- ・本サイトの稼働において障害や投稿時の不具合等が生じた場合は、協議の上、必要な修正や復旧を行うとともに、その原因究明並びに再発防止策の検討及び実施を行うこと。

- (6) サーバーへのコンテンツアップロード
- (7) 操作・運用マニュアルの提供

7. 現行サイト等の状況

- (1) ドメイン <https://kihara.or.jp/>
- (2) サーバー さくらのマネージドサーバ Core i5 プラン

8. 支払条件等

検収後に本業務に係る経費を支払うものとする。(3月末を想定)

9 その他

(1) 委託業務の成果物

本業務の実施に伴い受託者が作成・提出すべき成果物は下記のとおりとし、木原財団が指定する期日・場所において紙媒体および電子媒体を提出すること。なお、専門の人間でなくても理解できるよう考慮して作成すること。

- ① サイト設計書等 紙媒体 1 部、電子媒体 1 部
- ② マニュアル

権限者ごとの操作方法等について、初めて利用する者でも容易に理解・操作できるとともに、エラーが発生した際に適切に対処できるマニュアルを作成すること。

- ③ 業務報告書 紙媒体 1 部、電子媒体 1 部

(2) 措置請求

① 木原財団は、本仕様書に違反すると認められる場合、本業務の適正な実施につき著しく不相当と認められる場合、その他、木原財団と受託者との信頼関係に重大な影響を生じる、あるいは生じる恐れがあると認められる場合は、その理由を明示した文書により、受託者に対し必要な措置を講じるべきことを請求することができる。

② 受託者は、上記の請求があった場合は、当該請求に係る事項について必要な措置を講じた上で、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、木原財団に対し文書により回答すること。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務を実施する上で個人情報を取り扱う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月 25 日横浜市条例第 6 号）を遵守すること。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 権利の帰属等

① 本業務により作成された成果物のすべての著作権は、受託者が既に著作権を保有する著作物を除き、業務完了をもって木原財団に移転すること。

②受託者は、木原財団が許可した場合を除き、成果物に関する著作権人格権を行使できないものとする。

③業務の実施において、第三者の権利に基づく許可等が必要な場合は、受託者において対応すること。

④成果物について第三者の権利侵害がないことを保証するとともに、第三者から権利の侵害の申し立てを受けた場合は、受託者の責任において解決すること。

(6) 業務の一括再委託の禁止

書面により予め木原財団の承認を受けた場合を除き、本業務の全部あるいは一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。

(7) 瑕疵担保責任

①受託者は、木原財団に納入した成果物の瑕疵について、本サイトの公開日から起算して1年間、担保の責を負うこと。

②受託者は、成果物の瑕疵が受託者の故意又は重大な過失に基づく場合には、当該瑕疵を発見した日から起算して1年間、担保の責を負うこと。

③木原財団は、上記の期間中、瑕疵のある成果物について、受託者に相当の期間を定めて瑕疵の修正を請求し、又は修正させるとともに損害の請求をすることができる。

(8) 業務実施内容の決定及び疑義の解決

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに木原財団と協議を行うこと。

以上